

# 不正防止計画

令和3年4月1日制定  
令和3年11月1日改正  
令和4年4月1日改正

「公的研究費の管理・監査の実施要綱」に基づき、群馬県立群馬産業技術センター繊維工業試験場（以下「試験場」という。）における不正防止計画を以下のとおり定める。

## 1. 責任体系の明確化

場長を最高管理責任者とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を設置し、責任体系の明確化を図る。

## 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 公的研究費の不正防止に関する規程等を整備し、適正な運営・管理を推進する。

(2) コンプライアンス教育及び啓発活動の実施

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、関係規程及び公的研究費に関するルールを周知するとともに、定期的にコンプライアンス教育（研修）及び啓発活動を実施する。

## 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

防止計画推進部署は、監査結果や外部の不正事例をもとに、不正を発生させる要因の把握とその分析・検証を進めるとともに、不正を発生させる要因に対する対策を検討し、不正防止計画に反映させる。

## 4. 研究費の適正な運営・管理活動

定期的な執行状況の確認により、予算の計画的な執行を徹底するとともに、必要に応じて改善を求める。

## 5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費に関する運用・管理体制、不正防止計画、研究不正に関する相談窓口などをホームページで公表し、不正防止の取り組みに関する情報発信を行う。

## 6. モニタリングの充実

公的研究費の適正な管理を行うため、内部監査を定期的実施する。また、不正が発生するリスクに対して、必要に応じてリスクアプローチ監査を実施する。